

別紙4

## 議決権の不統一行使について（通知）

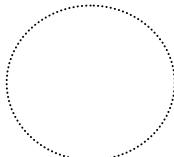
2026年 月 日

招集者兼社債発行会社  
株式会社日新 御中

社債権者

住所：  
氏名・商号：  
代表者名：  
預り証の番号：

(実印)



2026年2月12日に開催される株式会社日新第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISINコード:JP367440AQ82)の社債権者集会(延期により延会又は続行により継続会となった場合を含む。)において、会社法第728条第1項に基づき、下記の通り議決権を不統一行使(一部行使を含む。)する場合がありますので通知いたします。

記

### 1. 議決権不統一行使の理由

### 2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「議決権行使の不統一行使の内容」に記載する。

以上

#### (留意事項)

- ※ 議決権の不統一行使を行う場合には、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、2026年2月8日（日）（必着）又は事前に書面にて議決権行使されるときのいずれか早い日までに、本通知書を、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書（社債権者集会開催日の前3ヶ月以内の発行日のもの）とともに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の宛先まで郵送にてご提出ください。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書を重ねてご提出いただく必要はございません。
- ※ 会社法第728条第2項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。